

【西大宮小児科クリニック】厚生労働大臣の定める掲示事項

【医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算に係わる事項】

当院は保険証を紐づけたマイナンバーカード（マイナ保険証）を用いて医療情報を取得できる体制（オンライン資格確認システム）を有しております。マイナンバーカードを利用し医療DXを推進するための体制として以下の項目に取り組んでいます。

- オンライン請求を行なっています。
- オンライン資格確認を行なえる体制を有しています。
- オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- 電子処方箋を発行する体制を導入予定です。

【明細書の発行に関する事項】

医療の透明性や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しております。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で配布しております。

【長期投薬について】

当院では患者様の状態に応じ、28日以上長期投薬を行うことが可能です。

なお、長期投薬が可能かどうかは、医師の診察・判断により決定いたします。

【一般名処方加算について】

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

また一般名処方により、院外調剤薬局にて先発品、後発品を患者様が自由に選択いただけますが、令和6年10月より、患者様が後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、後発品との差額の一部を患者様が負担する仕組み（長期収載品の選定療養）が導入されています。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。